鳥取市農業次世代人材投資資金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市農業次世代人材投資資金(以下「本資金」という。)の交付について、 農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水 産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)及び鳥取市補助金等交付規則(昭和42年 鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの とする。

(交付目的)

第2条 本資金は、農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現する ため、次世代を担う青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を 図ることを目的として交付する。

(交付対象者)

- 第3条 本資金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも 該当する者とする。
 - (1)独立・自営就農時の年齢が、原則として45歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
 - (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人 化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法 人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとす る。
 - ア 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること。なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の4第6項に規定する特例付加年金の支給を受けるため使用貸借による権利の設定をしている場合及び同条第22項に規定する営農困難時貸付けによる権利の設定をしている場合並びに同法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けの特例を受けている場合は、この限りではない。
 - イ 主要な農業機械及び施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
 - ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
 - エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳 及び帳簿で管理すること。
 - オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
 - (3)農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、 基盤強化法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定 する認定の効力を失った場合を除く。
 - (4) 青年等就農計画(基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に農業次世代 人材投資資金申請追加資料(実施要綱別紙様式第2号)を添付したもの(以下「青年等就農 計画等」という。)が次に掲げる基準に適合していること。

- ア 農業経営を開始して5年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家 レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)で生計が成り立つ計画であること。
- イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (5)経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市長に認められること。この場合において、一戸一法人(原則として世帯員のみで構成される農業法人をいう。)以外の農業法人を継承する場合は、交付の対象外とする。
- (6)人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955 号農林水産事務次官依命通知)第2に規定する人・農地プラン(同要綱別記1の人・農地プ ラン作成事業を利用せず、同要綱別記1に準じて作成したものを含む。)に地域の中心となる 経営体として位置づけられている若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、又 は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条に規定する農 地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「人・農地プランに位置付けられた者等」 という。)。
- (7) 原則として、生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていない者であり、かつ、実施要綱別記2に掲げる農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。
- (8)原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワークに加入していること。
- (9) 平成24年4月以降に農業経営を開始した者であること。

(青年等就農計画等の承認申請)

第4条 本資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画承認申請書(様式第1号)(以下「計画承認申請書」という。)を作成し、市長に申請しなければならない。

(青年等就農計画等の承認)

第5条 市長は、前条による申請があったときは、計画承認申請書の内容について審査し、適当 であると認めた場合は、予算の範囲内で承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

(青年等就農計画等の変更の承認)

第6条 市長は、本資金に係る青年等就農計画の変更承認申請があった場合は、前条の規定を準 用する。

(交付申請)

第7条 本資金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する交付申請書に計画承認申請書の写し及び第5条で承認された通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(資金の額の算定及び交付)

- 第8条 本資金の額は、次のいずれかによるものとし、交付期間は経営開始後最長5年間(平成28年度以前に経営を開始した者にあっては、経営開始後5年度目分まで)とする。
 - (1)経営開始初年度は、交付期間1年につき、1人あたり150万円を交付し、経営開始2年

目以降は、交付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得(農業経営開始後の所得に限り、資金を除く。)を減じた額に3/5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を交付する。

- (2) 夫婦で農業経営を開始し、次に掲げる要件をすべて満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、前号の額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。
 - ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
 - イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。
 - ウ 夫婦共に人・農地プランに位置付けられた者等となること。
- (3) 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者に交付期間 1年につきそれぞれ第1号の額を交付する。ただし、当該農業法人及び青年就農者それぞれ が人・農地プランに位置付けられた者等に限るものとし、経営開始後5年以上を経過してい る農業者が法人を経営する場合は、交付の対象外とする。
- 2 前項の交付期間は、月割計算を行わない。

(着手届を要しない場合)

第9条 本資金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、 同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(資金の請求)

- 第10条 交付対象者は、農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付申請書(実施要綱別記1 別紙様式第16号)により、半年分又は1年分を単位として市長に資金の交付を申請しなけれ ばならない。なお、当該申請は、原則として、当該申請に係る資金の対象期間の最初の日から 1年以内に行うものとする。
- 2 青年等就農計画等の承認後初めてなされる前項の申請が経営開始後1年を超えて行われた場合には、既に経過した年数分は交付の対象としない。

(交付の中止)

- 第11条 本資金の交付を受けた者(以下「資金受給者」という。)は、本資金の受給を中止する場合は、市長に中止届(実施要綱別記1別紙様式第6号)を提出しなければならない。
- 2 市長は、資金受給者から前項の規定による中止届の提出があった場合又は次の各号のいずれ かに該当する場合は、本資金の給付を中止するものとする。
- (1) 第3条の要件を満たさなくなった場合
- (2)農業経営を中止した場合
- (3) 第15条第1項に規定する就農状況報告を行わなかった場合。
- (4) 第15条第2項の規定による就農状況の現地確認等により、次のいずれかに該当し、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合
 - ア 青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合
 - イ 耕作すべき農地を遊休化した場合
 - ウ 農作物を適切に生産していない場合
 - エ 農業生産等の従事日数が一定(年間150日かつ年間1,200時間)未満である場合
 - オ 市長から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合

- (5) 国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。
- (6) 中間評価(実施要綱別記1第7の2の(5) に規定する中間評価をいう。以下同じ。) により C評価相当と判断された場合。
- (7) 資金受給者の前年の総所得(農業経営開始後の所得に限り、資金を除く。)が350万円以上であった場合(その後、350万円を下回った場合は、翌年から交付を再開することができる。)

(交付の休止届及び再開届)

- 第12条 資金受給者は、病気その他やむを得ない理由により就農を休止する場合は、市長に休止届(実施要綱別記1別紙様式第7号)を提出しなければならない。
- 2 前項の休止届を提出した資金受給者は、就農を再開する場合には経営再開届(実施要綱別記 1別紙様式第17号)を市長に提出しなければならない。

(交付の休止及び再開)

- 第13条 市長は、資金受給者から前条第1項の規定による休止届が提出された場合において、 やむを得ないと認められる場合は資金の交付を休止するものとし、やむを得ないと認められな い場合は資金の交付を中止するものとする。
- 2 市長は、前項により交付を休止していた資金受給者から前条第2項の規定による経営再開届 の提出があり、かつ、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を 再開するものとする。

(実績報告)

第14条 本資金は、規則第12条ただし書の市長が指定する補助事業とし、同条に規定する実績報告書の提出を要しないものとする。

(就農状況報告書の提出等)

- 第15条 資金受給者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間は、毎年7月末及び1月末までにその直後6か月の就農状況報告書(実施要綱別記1別紙様式第9-1号)を市長に提出するものとする。
- 2 農林水産部長は、就農状況の報告にあたり必要があると認めるときは、帳簿書類その他の物件を実地に検査することができる。この場合において、資金受給者は、これに協力しなければならない。
- 3 資金受給者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(実施要綱別記1別紙様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(資金の返還等)

- 第16条 資金受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、資金を返還しなければならない。ただし、第1号に該当する場合において病気、災害等やむを得ない事情として市長が認めたときは、この限りでない。
 - (1) 第11条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分(当該事項に該当した月を含む。)

- の資金を月単位で返還する。
- (2) 虚偽の申請を行った場合は資金の全額を返還する。
- (3) 第3条第2号アのただし書に規定する交付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった 場合は資金の全額を返還する。
- (4) 交付期間(休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。)と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあっては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単位)で除した値を乗じた額を返還する。(ただし、中間評価(実施要綱別記1第7条(5))によりC評価相当とされた者を除く。)

(返還免除)

第17条 資金受給者は、前条ただし書に規定するやむを得ない事情により本資金の返還の免除 を受けようとするときは、返還免除申請書(実施要綱別記1別紙様式第15号)を市長に提出 しなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、本資金の交付について必要な事項は、農林水産部長が 別に定める。

附則

この要綱は、平成24年8月17日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附則

この要綱は、平成24年10月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年5月20日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の鳥取市青年就農給付金交付要綱(以下「旧要綱」という。)の規定に基づく経営開始計画の承認を受けているものについては、旧要綱の規定を適用する。ただし、この要綱による改正後の鳥取市青年就農給付金要綱第3号第7号の規定の適用については、この限りでない。

附則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。ただし、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が変更された平成26年10月1日前 に経営開始計画の承認を受けた者に対する改正後の第3条、第10条及び第11条の規定の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年3月3日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この要綱の規定による改正後の鳥取市青年就農給付金交付要綱(以下「新要綱」という。)の 規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請されたものについて適用 し、施行日前に申請されたものについては、なお従前の例による。ただし、新要綱第10条第 1項の規定についてはこの限りではない。
- 3 この要綱の規定による改正前の鳥取市青年就農給付金交付要綱(以下「旧要綱」という。)の 規定に基づき給付を受けている者が、施行日以後に同要綱第18条の第2号に規定する夫婦共 同経営に計画変更する場合は、夫婦合わせて 新要綱の適用を受けるものとする。
- 4 旧要綱の規定に基づき給付を受けている者について、平成26年度補正予算により事業を実施する場合は、新要綱第10条第1項の規定にかかわらず、申請する給付金の対象期間の開始 日前に給付申請をすることができるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の鳥取市次世代人材投資資金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規 定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請されたものについて適用し、 施行日前に申請されたものについては、なお従前の例による。また、改正前の要綱の「給付金」 は「資金」に、「給付」は「交付」に読み替える。
- 3 平成27年3月3日付け改正前の鳥取市青年就農給付金交付要綱の規定に基づき給付を受けている者が、新要綱第8条第1項第1号に規定する交付金額変動の仕組みによる交付を希望する場合は、新要綱の規定の適用を受けるものとする。

様式第1号(第4条関係)

農業次世代人材投資資金に係る青年等就農計画承認申請書

年 月 日

鳥取市長 様

農業次世代人材投資資金(経営開始型)を受給したいので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別記1第6の2の(1)の規定に基づき、青年等就農計画*に実施要綱別紙様式第2号を添付して申請します。

※青年等就農計画が既に認定されている場合は、「認定された青年等就農計画の写し及び青年等 就農計画認定書の写し」と記載。